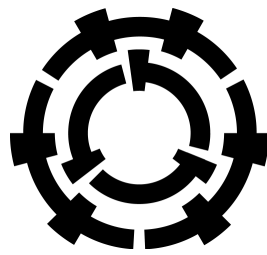


議案参考資料



令和 6 年 9 月三郷市議会定例会

入 札 結 果 表

件 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (機械)

入 札 日 時 令和6年6月27日 (木) 9時35分

入 札 場 所 入札室【電子入札】

入 札 執 行 者 総務部参事 (兼契約課長) 齊藤 直樹

入 札 立 会 者 危機管理防災課参事 千代田 剛史

書 記 契約係長 井口 優子

入札経過

法 人 番 号	入 札 業 者 名	入 札 1 回 目	入 札 2 回 目	備 考
2030002048207	(株) アクセス	¥412, 300, 000		
6030001036530	(株) 磯部工業	¥398, 500, 000		落札
4030001036747	(株) 篠田設備	¥400, 000, 000		
7030001036752	(株) 篠田電機	¥403, 800, 000		
4030001036755	(株) 新電気	¥418, 000, 000		

見積経過 (不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法 人 番 号	見 積 業 者 名	見 積 1 回 目	見 積 2 回 目	備 考

入札結果

(株) 磯部工業と¥398, 500, 000に消費税及び地方消費税の額 (10/100) ¥39, 850, 000を加算した¥438, 350, 000で契約するものとする。

予定価格	¥443, 960, 000	最低制限価格	¥408, 443, 200	
(入札書比較価格)	¥403, 600, 000	(入札書比較価格)	¥371, 312, 000	建-47 202

※予定価格及び最低制限価格は税込み (金額の記載のないものは、「設定なし」) 。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年条例第 7 号) 第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

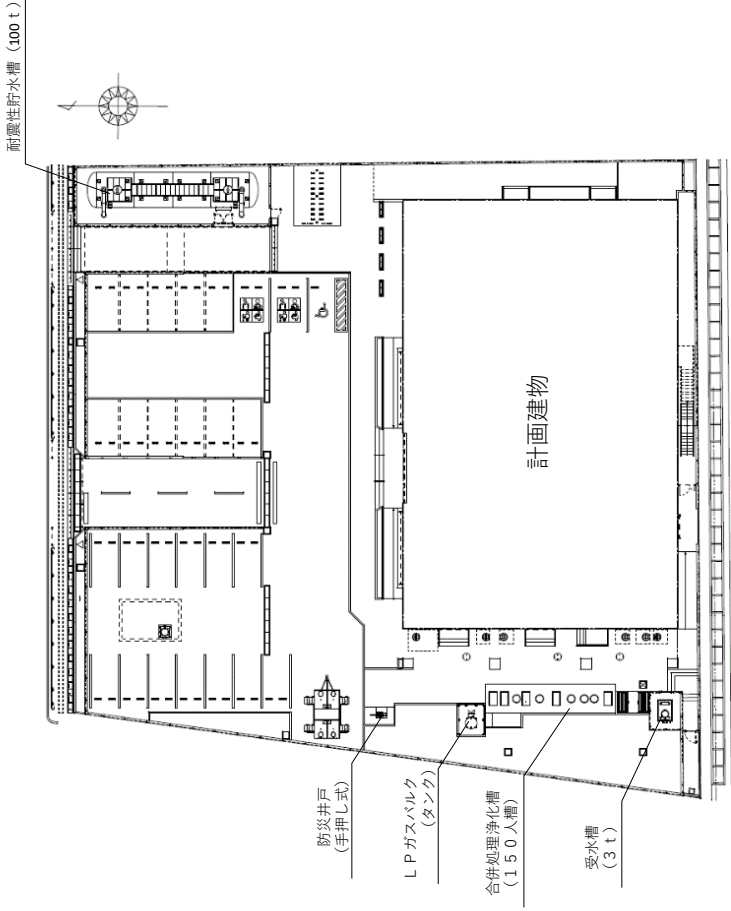
【工事概要】

- 工事件名：（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）
- 工 期：契約締結の日 から 令和8年2月27日
- 工事場所：三郷市鷹野三丁目521番
- 施設名：（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設
- 用途：防災体験学習施設、災害時避難施設、備蓄倉庫、
交流・多目的スペース等
- 概要：（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事に伴う
機械設備工事

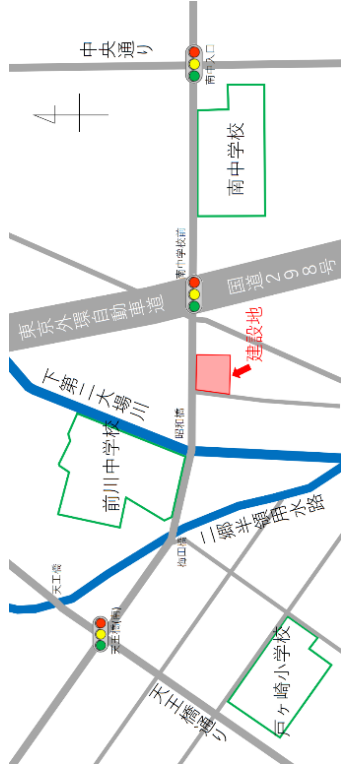
■ 機械設備工事

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 空調設備 | 1 階：ガスヒートポンプエアコン |
| 換気設備 | 2 階：ビル用マルチエアコン（電気） |
| 衛生器具設備 | 全熱交換器 ダクト等 |
| 給水設備 | 各種便器 多機能トイレ |
| 排水・通気設備 | 給水管 受水槽（3 t） 耐震性貯水槽（100 t 鉄鋼製） |
| | 合併処理浄化槽（150人槽） |
| 給湯設備 | 排水管 排水ポンプ 通気管 |
| | 電気給湯器（1・2階給湯室） |
| 消火設備 | ガス給湯器（1階シャワーユニット・2階調理室） |
| ガス設備 | 屋内消火栓 消火水槽 |
| 警報設備 | ガス配管 LPガスバルク（タンク） |
| | 防災井戸（手押し式） |

【建物配置図】

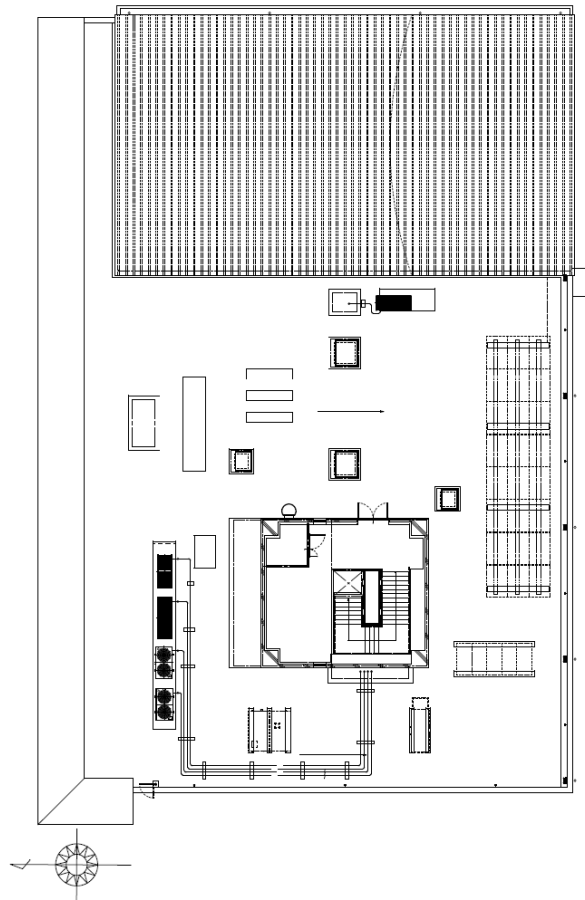
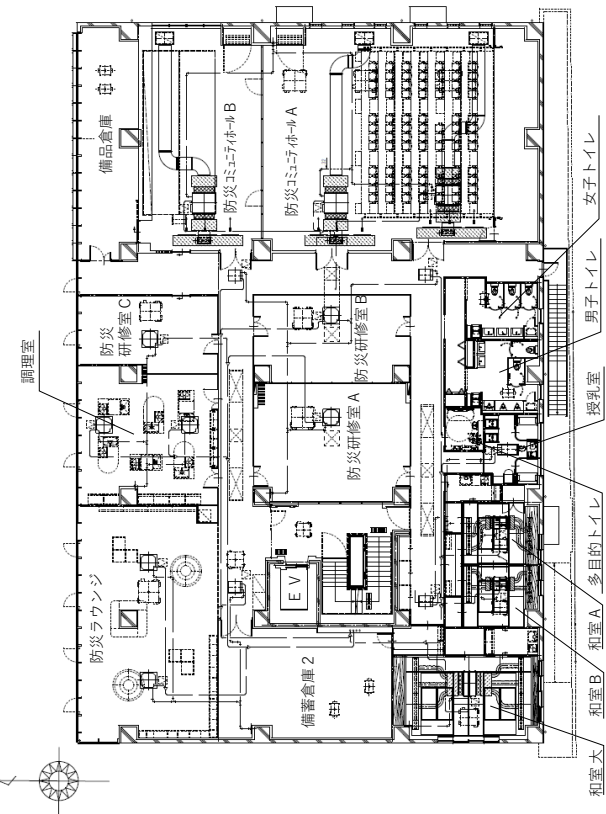


【案内図】



（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（機械）

【2階平面図】空調設備



(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事(機械)

入 札 結 果 表

件 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事 (電気)

入 札 日 時 令和6年6月27日 (木) 9時40分

入 札 場 所 入札室【電子入札】

入 札 執 行 者 総務部参事 (兼契約課長) 齊藤 直樹

入 札 立 会 者 危機管理防災課参事 千代田 剛史

書 記 契約係長 井口 優子

入札経過

法 人 番 号	入 札 業 者 名	入 札 1 回 目	入 札 2 回 目	備 考
5030001036639	倉持電気(株)	¥372,300,000		落札
7030001036752	(株)篠田電機	¥399,900,000		
4030001036755	(株)新電気	¥378,000,000		
2030001036146	(株)大広電気	¥407,000,000		
3030001036995	北英電気(株)	¥385,560,000		

見積経過 (不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法 人 番 号	見 積 業 者 名	見 積 1 回 目	見 積 2 回 目	備 考

入札結果

倉持電気(株)と¥372,300,000に消費税及び地方消費税の額 (10/100) ¥37,230,000を加算した¥409,530,000で契約するものとする。

予定価格	¥420,640,000	最低制限価格	¥386,988,800	
(入札書比較価格)	¥382,400,000	(入札書比較価格)	¥351,808,000	建-46 203

※予定価格及び最低制限価格は税込み (金額の記載のないものは、「設定なし」)。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年条例第 7 号) 第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

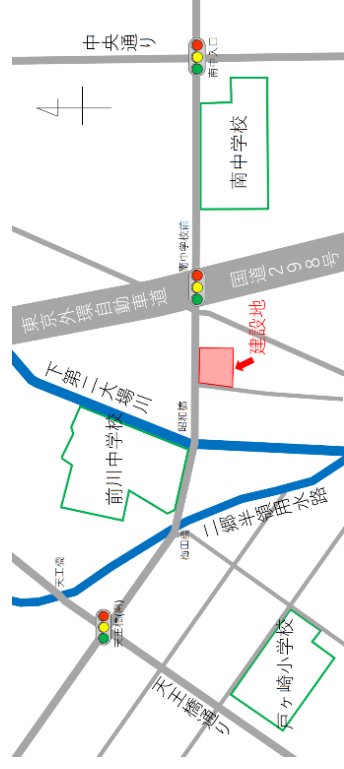
【工事概要】

- 工事件名：（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事（電気）
- 工期：契約締結の日 から 令和8年2月27日
- 工事場所：三郷市鷹野三丁目521番
- 施設名：（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設
- 用途：防災体験学習施設、災害時避難施設、備蓄倉庫、
交流・多目的スペース等
- 概要：（仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事に伴う
電気設備工事

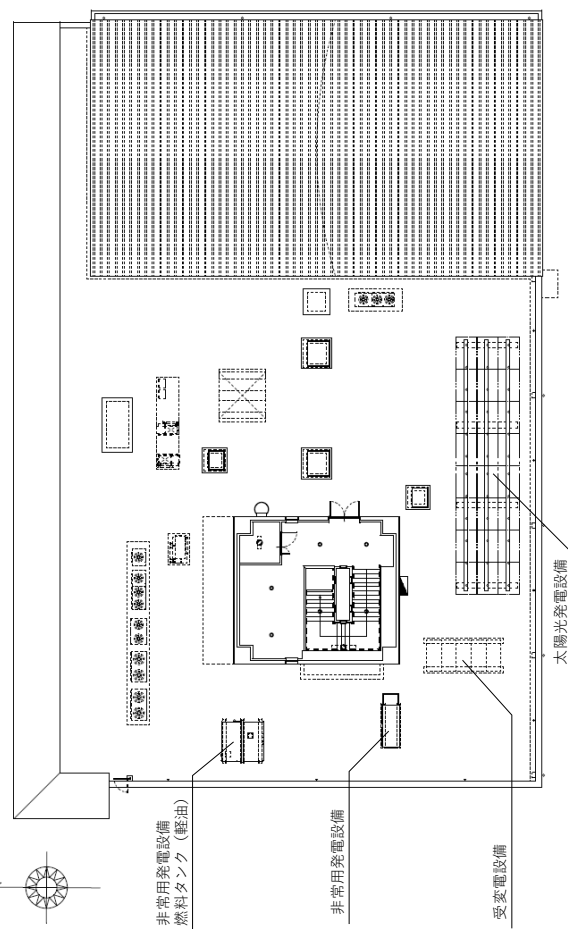
■ 電気設備工事

- | | | |
|-----------------|----------------|------------------|
| 受変電設備 | 高圧屋外キューブ式受変電設備 | 屋上設置 |
| 非常用発電設備 | 72時間連続運転可能 | 軽油燃料使用 |
| 太陽光発電設備 | 9.8kw相当 | 災害時非常用コンセントへ電力供給 |
| 電灯・コンセント設備 | LED照明設備 | コンセント設備 |
| 誘導灯・非常用照明設備 | 誘導灯 | 非常用照明 |
| 幹線設備 | 屋内および屋外盤関係 | 各種ケーブル |
| 弱電設備 | テレビ視聴設備 | 電話用配管設備 |
| | 情報通信設備 | |
| | インターホン設備 | トイレ呼出設備 |
| | ITV（防犯カメラ）設備 | |
| | 機械警備用配管設備 | |
| 放送設備 | 非常放送設備 | ローカル放送設備 |
| 自動火災報知設備 | 自動火災報知設備 | |
| 防災行政無線設備 | 防災行政無線設備 | |
| 防雷設備 | ポール型電荷放散器 | 放散ワイヤ |
| 難聴者用磁気ループシステム設備 | 専用受信機 | |
| 昇降機設備 | 24人乗り（車椅子仕様） | |

【案内図】



【2階平面図】電灯設備



【屋上階平面図】動力設備

(仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設新築工事(電気)

入 札 結 果 表

件 名 (仮称) 南部地域拠点防災コミュニティ施設防災体験学習展示製造請負

入 札 日 時 令和6年6月27日 (木) 9時30分

入 札 場 所 入札室【電子入札】

入 札 執 行 者 総務部参事 (兼契約課長) 齊藤 直樹

入 札 立 会 者 危機管理防災課参事 千代田 剛史

書 記 契約係長 井口 優子

入札経過

法 人 番 号	入 札 業 者 名	入 札 1 回 目	入 札 2 回 目	備 考
3010501007440	(株) 丹青社	¥418, 000, 000		落札
6120001068606	(株) 日展 東京支店	¥439, 000, 000		

見積経過 (不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法 人 番 号	見 積 業 者 名	見 積 1 回 目	見 積 2 回 目	備 考

入札結果

(株) 丹青社と¥418, 000, 000に消費税及び地方消費税の額 (10/100) ¥41, 800, 000を加算した¥459, 800, 000で契約するものとする。

予定価格	¥469, 920, 000	最低制限価格	¥352, 440, 000
(入札書比較価格)	¥427, 200, 000	(入札書比較価格)	¥320, 400, 000

物-345201

※予定価格及び最低制限価格は税込み (金額の記載のないものは、「設定なし」) 。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年条例第 7 号) 第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

【製造請負概要】

■件 名 （仮称）南部地域拠点防災コミュニティ施設

防災体験学習展示製造請負

■納入期限 契約締結の日 から 令和8年6月19日

■納入場所 三郷市鷹野三丁目521番

■請負内容 新築施設1階部分の防災体験学習に係る

各種「展示造作物」「展示グラフィック」「映像・情報」

「演出照明」の造作、製作、設置等（関係する電気設備

含む）

【案内図】



防災体験学習の口了概要

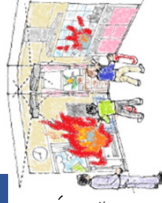
減災学習ルーム



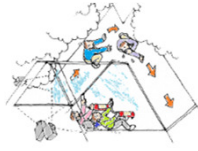
家の間取りを再現した空間で、プロジェクター等により音や映像で災害を再現し、家の中での行動を学ぶ。

1階平面図

火災体験コーナー



初期消火体験



煙避難体験

防災展示コーナー

多目的展示・防災テーマ映像



【多目的展示】
民間事業者等の防災グッズを展示した
り、イベント展示を行う。可動式の展
示什器で災害時は移動して避難スぺ
ースとして活用。

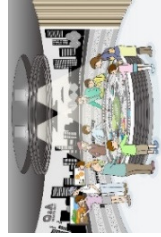
【防災テーマ映像】
 エントランスのシンボルとして、防災をテーマに、説明的なものではなく、直感的に感じるイメージ系の映像を90秒程度のものでループ再生し展示する。

救助訓練学習ルーム



AEDや訓練用の人体模型、担架等を使用し
一次救命措置の方法を学ぶ。

防災コミュニケーション・グループ



直径約3mのテーパー
スクリーンに地図や
映像を投影し、タッチ
操作で防災タイムライ
ンや図上訓練等を学ぶ

災害のしくみ・
災害時119通報、171録音体験

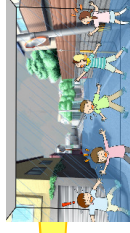


タッチパネルのモニターを使用し、119番通報の他、災害用伝言ダイヤルなどの使い方を学ぶ。また、選択形式で自然災害のしくみについてわかりやすいイラストなどでの説明も視聴できる。

防災コミュニケーション

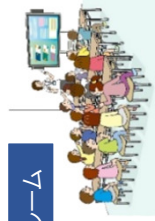
赤字は災害時の利用

VR体験ルーム



壁3面と床全面にプロジェクターで映像等を投影し、臨場感のある映像空間を構築。壁にさわる（近づける）とセンサーが感知し、画面が反応するシステムも導入し没入感のある体験学習が可能

レクチャールーム



体験前に体験概要等を説明する部屋
荷物置場や休憩室としても活用

防災「ガイド」ンスルーム



体験学習の始めとして災害の恐ろしさや防災の必要性を、大型ワイドスクリーンを使用した映像で学習する

入 札 結 果 表

件 名 (仮称) 三郷市立瑞沼学校給食センター調理用消耗品一式購入

入 札 日 時 令和6年8月1日 (木) 11時30分

入 札 場 所 入札室【電子入札】

入 札 執 行 者 総務部参事 (兼契約課長) 齊藤 直樹

入 札 立 会 者 学務課学校給食室長 藤島 輝実

書 記 契約係長 井口 優子

入札経過

法 人 番 号	入 札 業 者 名	入 札 1 回 目	入 札 2 回 目	備 考
1180301009696	(株)アイホー 埼玉営業所	¥48,996,800		
7030001063838	(株)協和設備	¥52,000,000		
4030001036747	(株)篠田設備	¥50,080,000		
2010701005897	タニコー(株) 大宮営業所	¥51,997,200		
3120001018349	(株)中西製作所 北関東支店	¥47,063,000		落札
8010801009041	日本調理機(株) 埼玉営業所	¥48,788,000		
3010401026945	(株)フジマック 北関東事業部			辞退
6030001007713	ホシザキ北関東(株) 越谷営業所	¥53,000,000		

見積経過 (不落札随意契約の場合のみ記載する。)

法 人 番 号	見 積 業 者 名	見 積 1 回 目	見 積 2 回 目	備 考

入札結果

(株)中西製作所 北関東支店と¥47,063,000に消費税及び地方消費税の額 (10/100) ¥4,706,300を加算した¥51,769,300で契約するものとする。

予定価格	¥56,595,000	最低制限価格	
(入札書比較価格)	¥51,450,000	(入札書比較価格)	

物-385	6
-------	---

※予定価格及び最低制限価格は税込み (金額の記載のないものは、「設定なし」)。

「この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 3 9 年条例第 7 号) 第 3 条の規定に基づき、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。」

(仮称)三郷市立瑞沼学校給食センター調理用消耗品一覧

	品 名		規 格 (mm)	材質等	数 量
1	食 器	ご飯用お椀	136×57・415ml	・ポリエチレンナフタレート - 樹脂製プラスチック食器 ・ブロックラインオレンジ絵柄	各 3800 個
		汁物用お椀			
		おかず用角皿	210×170×28		
		麺用丼椀	164×64・770ml		
2	トレイ	トレイ	355×270×18	・繊維強化プラスチック製 プラスチックトレイ	
3	食 缶	米飯用食缶	356×311×252 (容量14リットル)	・オールステンレス製 ・二重構造 ・専用蓋付 ・保温 65℃以上、保冷 10℃以下を2時間以上保持	各 120 台
		汁物用食缶	356×311×252 (容量14リットル)		
		主菜用食缶	356×311×188 (容量10リットル)		
		和え物用食缶	356×311×146 (容量7リットル)		
4	食器 カゴ	ご飯お椀用カゴ	320×170×190	・オールステンレス製	各 120 台
		汁物お椀用カゴ			
		おかず角皿用カゴ	380×240×180		
		丼椀用カゴ	370×200×180		
		トレイカゴ	400×250×200		

(仮称) 三郷市立瑞沼学校給食センター調理用消耗品一覧 (写真添付)

1	食器	ご飯用お椀 汁物用お椀	
		おかず用角皿	
		麺用丼椀	
2	トレイ	トレイ	
3	食 缶	米飯用食缶 汁物用食缶	
		主菜用食缶	
		和え物用食缶	

4	食器カゴ	ご飯お椀用カゴ 汁物お椀用カゴ	
		おかず角皿用カゴ	
		丼椀用カゴ	
		トレイカゴ	

(議案第43号参考資料)

株式会社明日葉の概要

- 1 設 立 平成4年10月1日
- 2 資本金の額 5,100万円
- 3 主 な 事 業
 - ・ 児童館事業
 - ・ 学童保育事業
 - ・ 放課後施設事業
 - ・ パブリック施設の運営事業
- 4 従 業 員 数 7,500名
- 5 受 託 実 績 **【学童・児童館事業等実績】**
 - ・ 児童館 全国40か所
 - ・ 子ども教室 全国140か所
 - ・ 放課後児童クラブ 全国1,021か所
 - ・ その他子育て支援事業 全国26か所

三郷市指定管理者候補者選定委員会審査結果

1 三郷市立南児童センター

	株式会社 コマーチム	株式会社 明日葉
基本方針	152	152
管理運営及び維持管理	261	284
利用管理	69	77
自主的事業	369	376
収支計画	21	21
合計	872	910

2 三郷市立早稲田児童センター

	株式会社 コマーム	株式会社 明日葉	株式会社 学研ココファン・ナーサリー
基本方針	152	152	134
管理運営及び維持管理	262	283	247
利用管理	69	77	52
自主的事業	369	376	337
収支計画	21	21	17
合計	<u>873</u>	<u>909</u>	<u>787</u>

(議案第 4 4 号参考資料)

三郷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

現行			改正案		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～4 (略)	(略)	(略)	1～4 (略)	(略)	(略)
5 市長	(略)	(1)～(11) (略) (12) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(<u>同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。</u>)の支給に関する情報であって規則で定めるもの (13)～(19) (略)	5 市長	(略)	(1)～(11) (略) (12) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(<u>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付をいう。</u>)の支給に関する情報であって規則で定めるもの (13)～(19) (略)
6～13 (略)	(略)	(略)	6～13 (略)	(略)	(略)

(議案第 4 5 号参考資料)

三郷市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(議案第 4 6 号参考資料)

三郷市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は<u>高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>において、<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する<u>技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (2) <u>学校教育法による大学において、機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>又は<u>高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において、<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (4) <u>短期大学等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (5) <u>学校教育法による高等学校又は中等教</u>

実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

育学校(次号において「高等学校等」という。)において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)

(6) 高等学校等において、機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)

(8) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において、1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において、衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それ

(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>布設工事監督者に必要な資格を有する者</u> (2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する</u>	<u>ぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経過年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経過年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (10) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (11) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する</u>
--	---

学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

	(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であって、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>
--	--

(議案第 4 7 号参考資料)

三郷市立学校給食センター設置及び管理条例新旧対照表

現行	改正案																
(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三郷市立岩野木学校給食センター</td><td>三郷市岩野木146番地</td></tr> <tr> <td>三郷市立鷹野学校給食センター東館</td><td>三郷市鷹野三丁目234番地2</td></tr> <tr> <td>三郷市立鷹野学校給食センター西館</td><td>三郷市鷹野三丁目232番地2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	三郷市立岩野木学校給食センター	三郷市岩野木146番地	三郷市立鷹野学校給食センター東館	三郷市鷹野三丁目234番地2	三郷市立鷹野学校給食センター西館	三郷市鷹野三丁目232番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三郷市立瑞沼学校給食センター</td><td>三郷市上彦名893番地</td></tr> <tr> <td>三郷市立鷹野学校給食センター東館</td><td>三郷市鷹野三丁目234番地2</td></tr> <tr> <td>三郷市立鷹野学校給食センター西館</td><td>三郷市鷹野三丁目232番地2</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	三郷市立瑞沼学校給食センター	三郷市上彦名893番地	三郷市立鷹野学校給食センター東館	三郷市鷹野三丁目234番地2	三郷市立鷹野学校給食センター西館	三郷市鷹野三丁目232番地2
名称	位置																
三郷市立岩野木学校給食センター	三郷市岩野木146番地																
三郷市立鷹野学校給食センター東館	三郷市鷹野三丁目234番地2																
三郷市立鷹野学校給食センター西館	三郷市鷹野三丁目232番地2																
名称	位置																
三郷市立瑞沼学校給食センター	三郷市上彦名893番地																
三郷市立鷹野学校給食センター東館	三郷市鷹野三丁目234番地2																
三郷市立鷹野学校給食センター西館	三郷市鷹野三丁目232番地2																

(議案第 4 8 号参考資料)

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
別表第1(第4条関係) 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務	別表第1(第4条関係) 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務



堤 亜 樹 子 氏 略 歴

平成18年 4月	東京女子医科大学看護専門学校非常勤講師	(現在に至る)
平成18年 9月	日本医師会認定産業医	
平成23年 4月	みさと団地中央診療所院長	(現在に至る)
平成23年11月	三郷市立立花小学校学校医	(現在に至る)
平成23年11月	三郷市立瑞木小学校学校医	(現在に至る)
平成25年 4月	埼玉県医師会産業医会理事	(現在に至る)



田 中 孝 幸 氏 略 歴

昭和 5 3 年	4 月	三郷市役所（教育委員会）勤務	
平成 2 2 年	4 月	議会事務局議事課長	
平成 2 6 年	4 月	議会事務局長	
平成 3 0 年	3 月	三郷市役所定年退職	
平成 3 0 年	4 月	三郷市役所再任用（選挙管理委員会、市民税課勤務）	
			（令和 3 年 3 月まで）
令和 4 年	1 月	三郷市国民健康保険運営協議会委員	（現在に至る）
令和 4 年	1 2 月	民生委員・児童委員	（現在に至る）
令和 5 年	4 月	行政相談委員	（現在に至る）

